

総合教育会議について

1 位置付け

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）第1条の4第1項の規定により、すべての地方公共団体において設置されます。
- (2) 法律により、設置・構成員等を規定していることから、設置等について条例などの制定は必要ありません。また、その他会議の運営に必要な事項についても総合教育会議（以下、「会議」という。）で決めることとしていることから（法第1条の4第9項）、特段条例や規則の制定は必要ありません。
 - ※ 協議：調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味します。
 - ※ 調整：教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、私立学校、児童福祉などの首長の権限に属する事務との調和を図ることを意味します。
- (4) 会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものの、首長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部を会議に移して会議の場で決定を行うものではないため、決定機関ではありません。

2 運営等について

- (1) 協議の内容
 - ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
 - イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - ウ 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (2) 構成者
市長及び教育委員会
- (3) 招集について
 - ア 市長が招集します。
 - イ 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、招集を求めることができます。
- (4) 意見の聴取
協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができます。

(5) 会議の公開

会議は、公開します。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではありません。会議の非公開については、会議で決定します。

(6) 議事録の公開

市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表します。ただし、会議が非公開された部分については、公表しないことができます。

(7) 調整結果の尊重

会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければいけません。

(8) その他の運営に関する事項

法律に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。